



三重県公報

平成30年12月7日(金)

第 3064 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
762	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
	公 告		
	土地改良区清算人の退任及び就任の届出	(農地調整課)	2
	地積を特に減じて換地を定める土地としての指定	(同)	2
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(漁業環境課)	3
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	5

告 示

三重県告示第 762 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 12 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ松阪ショッピングセンター
松阪市下村町 594-1 ほか

- 2 松阪市から聴取した意見

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車収容台数を超える来客者が予想される場合や駐車場内が混雑することが予想される場合は、駐車場内及び出入口付近の混雑緩和及び交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の措置を執られたい。特に出入口①及び⑤については、県道松阪環状線、県道松阪嬉野線に面しており、いずれも交通量が多いため、更なる事故防止措置を執られたい。

- (2) その他の事項

駐車場等においても青少年の溜り場となることを抑止するため、店舗内に加え駐車場内においても、従業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所に設置し、犯罪抑止措置を執られたい。特に、夜間の防犯対策等に関して、安全対策等の設備充実について更なる配慮を願いたい。

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 12 月 7 日から平成 31 年 1 月 7 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 12 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

清算法人羽津土地改良区（四日市市大矢知町 1072 番地 6）

退任清算人

四日市市羽津町 12 番 14 号

〃 大字羽津戊 679 番地

就任清算人

四日市市大矢知町 1072 番地 6

藤 井 泰治郎

伊 藤 一

服 部 悦 夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、高度水利機能確保基盤整備事業朝見上地区の換地計画において、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 53 条の 2 第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 12 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

市町村	大字	字	地番	地目	地積 m ²	特に減ずる地積 m ²
松阪市	立田町	呉内	27	田	1,001	535
松阪市	立田町	口戸	10	田	1,114	535
松阪市	立田町	西祢那へ	189	田	1,652	535
松阪市	立田町	南浦	50	田	1,061	535
松阪市	立田町	向田上	154	田	1,120	535
松阪市	立田町	阿弥陀後	66	田	1,160	535
松阪市	立田町	口戸	8	田	1,223	535
松阪市	立田町	向田上	156	田	1,457	535
松阪市	和屋町	北浦	545	田	1,646	515
松阪市	和屋町	日光部田	128-1	田	1,114	515
松阪市	和屋町	上ノ井	85	田	561	515
松阪市	和屋町	日光部田	127-1	田	1,087	515
松阪市	和屋町	日光部田	122-1	田	1,061	515
松阪市	和屋町	脇田	42	田	2,261	515
松阪市	和屋町	井村	341	田	1,223	515
松阪市	和屋町	よのはり	391	田	1,378	515
松阪市	和屋町	堂月	521	田	1,117	515
松阪市	和屋町	藤ノ木	658	田	1,256	515
松阪市	和屋町	日光部田	133	田	1,080	515
松阪市	和屋町	日光部田	132	田	1,338	515
松阪市	和屋町	坪社	450	田	2,181	515
松阪市	和屋町	日光部田	123-1	田	1,186	515

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 12 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の平成 29 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 29 年 1 月から 12 月まで	5,000 トン
まいわし	平成 29 年 1 月から 12 月まで	63,000 トン
まさば及びごまさば	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	48,000 トン
するめいか	平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで	若干

第 1 種特定海洋生物資源の平成 30 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 30 年 1 月から 12 月まで	若干
まいわし	平成 30 年 1 月から 12 月まで	76,000 トン
まさば及びごまさば	平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月まで	30,000 トン
するめいか	平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで	若干
くろまぐる	平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで	(注)

(注) くらまぐろについては、別に定める。

- 2 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項
第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成 29 年	平成 30 年
さんま	敷網漁業	若干	若干
まあじ	中型まき網漁業	4,000 トン	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	37,000 トン	43,000 トン
	船びき網漁業	25,000 トン	31,500 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	45,000 トン	27,000 トン
	定置漁業	若干	若干

(注) くらまぐろについては、別に定める。

変更後

- 3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
第1種特定海洋生物資源の平成 29 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 29 年 1 月から 12 月まで	5,000 トン
まいわし	平成 29 年 1 月から 12 月まで	63,000 トン
まさば及びごまさば	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	48,000 トン
するめいか	平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで	若干

第1種特定海洋生物資源の平成 30 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 30 年 1 月から 12 月まで	若干
まいわし	平成 30 年 1 月から 12 月まで	90,500 トン
まさば及びごまさば	平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月まで	30,000 トン
するめいか	平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで	若干
くらまぐろ	平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで	(注)

(注) くらまぐろについては、別に定める。

- 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項
第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成 29 年	平成 30 年
さんま	敷網漁業	若干	若干

まあじ	中型まき網漁業	4,000 トン	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	37,000 トン	51,000 トン
	船びき網漁業	25,000 トン	37,500 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	45,000 トン	27,000 トン
	定置漁業	若干	若干

(注) くろまぐるについては、別に定める。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 12 月 7 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間
平成 30 年 12 月 3 日から平成 31 年 1 月 31 日まで
- 3 作業地域
桑名市嘉例川、同市多度町大字力尾及び員弁郡東員町大字穴太

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>